

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 生前贈与を否認されないためには

Q：相続税の節税のために、私の財産を子供や孫に少しずつ贈与をしようと考えています。生前贈与を否認されないための方法を教えてください。

A：相続税の節税方法の一つに、生前贈与の活用があります。

贈与には贈与税が課税されますが、基礎控除60万円以内の贈与については贈与税が課税されません。そこで、基礎控除以下の生前贈与は、相続開始時の相続税の負担を軽減させる有効な方法となります。

しかし、贈与する金額は60万円以下にこだわらず、将来相続があったときの相続税の負担を考慮したところで決定するのがよいと考えられます。

相続税よりも低い税率ですむ生前贈与を実行すれば、贈与税を負担することになったとしても、相続税の負担に比較すれば相対的に軽い負担ですむことになります。

さて、贈与の事実の立証については、格別の取り扱いは定められてはいませんが、事実を明確にできる書類の保存をお勧めします。

最終的には事実認定の問題となるでしょうが、例えば金銭の贈与であれば、贈与を受けた人がその取得した預貯金の管理、運用を行なうとともに、贈与の事実を立証できる程度の通帳などを保存しておくことが最低限必要でしょう。

また、贈与を受けた財産の金額が60万円を超える場合には、贈与税の申告と納税をしなければなりません。

